

第8章 計画達成に向けて

本計画を踏まえ、今後は、住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績、家屋課税台帳、住宅・土地統計調査の集計結果などを参考に進捗状況の確認を行います。

また、減災化対策として、木造住宅への耐震シェルター設置の支援や家具の転倒防止対策の啓発などを掲げています。進捗状況については、木造住宅耐震シェルター整備補助事業の実績などにより確認しつつ、必要な普及・啓発により減災化対策の促進を図ります。

多数の者が利用する建築物や危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、通行障害既存耐震不適格建築物などの特定既存耐震不適格建築物については、特定既存耐震不適格建築物台帳等により現状を把握し、進捗状況を確認しながら、解消に向けて指導・助言を行います。

なお、今回、通行障害既存耐震不適格建築物の対象となったブロック塀等については、本計画を踏まえて、今後は解消に向けた取り組みを推進します。

しかし一方で、住宅・建築物の耐震化・減災化を促進していくためには、市民一人ひとりの耐震化・減災化への関心を高める必要があります。

そのためには、本計画の啓発に努めるとともに、市民の耐震改修が促進されるような新たな補助制度の創設や補助金額の見直しをはじめ、各地域からの耐震化・減災化に関する新たな要望や提案についても計画に取り入れるよう努めます。

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進していくためには、地域における耐震化への取り組みが不可欠です。今後とも、市と地域が連携して耐震化の促進を目指します。